

車両運転時のご注意

- お車を運転の際は、各種必要書類に併せて、日本で取得された運転免許証（原本）も携帯するようご注意ください。
- 不携帯の場合は、切符処理され違反金を支払うことになる可能性があります。

当地治安当局によると、外国人が当地で車両を運転する際は、出身国等で取得した運転免許証（原本）の携帯も必要とのことで、不携帯の場合は、切符処理され違反金を支払うことになる可能性がありますので十分ご注意ください。

また、お車を運転の際は、ガボンで取得された運転免許証（Permis de Conduire）や車両証（Carte Grise）などの書類の携帯に加え、年次点検（Visit Technique）の更新についても今一度確認し、違反のないように努めてください。

万一トラブルに巻き込まれたり、邦人が巻き込まれたとの情報を見聞きした場合は、在ガボン日本国大使館へご一報願います。

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email：amb.japon@lv.mofa.go.jp